

北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり賞推薦要領

1 趣旨

この要領は、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり賞実施要綱（以下「実施要綱」という。）第7条に基づく候補の選定に係る推薦に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 推薦対象の活動

推薦対象の活動は、実施要綱第6条に定める活動について、次に掲げる事項に関して特に優れた活動とする。

(1) 継続性

おおむね3年以上の活動実績があり、現在も継続されている活動であるもの。なお、一時的な活動は原則、対象外とする。

(2) 波及性

住民等が共感や誇りを感じ、意欲的に参加する活動や、他地域の活動へ影響を与えた活動など、活動の波及性が認められるもの。

(3) 地域性

地域の習慣、地域環境、地域の犯罪発生状況など、地域の特性を踏まえた活動であるとともに、地域に根ざした活動として地域のまちづくり形成にも結びついているもの。

(4) 独創性

住民等の参加などに関して創意工夫があるものや、先駆的な活動など、独創的で特色のあるもの。

(5) 発展性

今後の活動の広がりや、地域における自主的防犯活動をより一層発展させることが期待されるもの。

3 推薦調書の提出

(1) 実施要綱第7条第2項の推薦調書（以下「調書」という。）は、別紙様式（個人用）及び別紙様式（団体・事業者用）とし、活動報告書や広報誌掲載記事などの活動実績やその功績を確認できる資料を添付して、別に定める期日までに提出するものとする。

(2) 調書は、当該年度の7月1日現在の情報に基づき作成するものとする。

(3) 推薦者のうち、警察署長及び教育局長の調書については、それぞれ道警察本部及び北海道教育庁が取りまとめて提出するものとする。

附則

この要領は、平成17年(2005年)10月14日から施行する。

この要領は、平成18年(2006年)6月1日から施行する。

この要領は、平成22年(2010年)4月1日から施行する。

この要領は、平成23年(2011年)6月1日から施行する。

この要領は、平成24年(2012年)4月1日から施行する。

この要領は、平成28年(2016年)5月30日から施行する。

この要領は、令和3年(2021年)6月15日から施行する。(全面改正)